別紙１

令和　　年　　月　　日

中国運輸局長　殿

住　　所：

名　　称：

氏　　名：

生年月日：　　　年　　月　　日生（年齢　　歳）

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に付された期限の更新申請書

令和　　年　　月　　日付け中国自二第　　　　号の一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）の許可等に付された期限の変更通知書による許可等に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

１．営業区域：

２．許可（認可）に付された期限：令和　　　年　　月　　日

３．営業所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 位　　　　　置 | 所有借用の別 |
|  |  |  |

４．自動車車庫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 位　　　　　置 | 収容能力 | 所有借用の別 |
|  | ㎡ |  |

５．事業用自動車

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車　　名 | 年　　式 | 自動車登録番号 |
|  |  |  |

所属組合

別紙２

|  |
| --- |
| 許可期限更新の審査に係る提出書類 |

１．自動車運転免許証の写し

２．自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書で発行日が申請日以前１５日前以降のもの（過去５年間の記録を証明するもの。）

３．法令遵守に係る宣誓書（別紙４様式）

４．独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診したことを証する書面で受診日が申請日以前１ヶ月前以降のもの（平成１４年８月１日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満６５歳以上の者にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断（以下「高齢者診断」という。）を受けていることを証する書面（年齢が満７５歳以上の者にあっては、当該高齢者診断に係る適性診断書）。

また、平成１７年８月１日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満６３歳又は満６４歳、かつ、更新後の許可期限を５年後とされた者については、これに加え、年齢が満６５歳に達した日以降２年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面

５．公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面（年齢が満７５歳以上の者にあっては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書）で受診日が申請日以前１ヶ月前以降のもの

６．輸送実績（別紙５様式で、７５歳以上の者に限る。）

７．営業所及び自動車車庫使用権原に係る宣誓書（別紙６様式）

８．別表２に掲げる書類を１．～７．の書類を提出する際に提示

別紙４

宣　　誓　　書

１．道路運送法第７条各号（欠格事由）に　　該当しません。

該当します。（　　　　　　　　　　　　　　　）

２．許可（認可）に付された条件の遵守等

（１）遵守すべき事項については、すべて適切に実施　　しています。

していません。（　　　　　　　　　）

（２）刑法等に抵触する行為により処罰を受けたことが　　ありません。

あります。（　　　　　　　　　　　）

（３）代務運転者　　は使用しておりません。

を現在使用中です。（承認期間　　　　年　月　日～　　　年　月　日）

３．許可（認可）を受けた日（前回の更新日）以降の事業実施の状況

（１）旅客自動車運送事業等報告規則に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類を適切に提出

しています。

していません。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）道路運送法等の法令違反による行政処分を受けたことが　　ありません。

あります。（　　　　　　　）

（３）更新期限短縮者対象研修の通知を受け、その研修を受けなかったことは　　ありません。

あります。

（４）現在、事業を　　休止しておりません。

休止中です。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．運転記録証明書の証明期間の最後日以降期限更新決定日までの間に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）があった場合には、直ちに報告します。

上記のとおり宣誓いたします。

令和　　年　　月　　日

氏　名

別紙５

輸送実績（申請日前６ヶ月間、７５歳以上の者に限る。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 実働日数 |  |  |  |  |  |  |
| 走行キロ | 実車キロkm |  |  |  |  |  |  |
| 空車キロkm |  |  |  |  |  |  |
| 合計キロkm |  |  |  |  |  |  |
| 輸送回数（回） |  |  |  |  |  |  |
| 輸送人員（人） |  |  |  |  |  |  |
| 営業収入（千円） |  |  |  |  |  |  |

別紙６

宣　　誓　　書

○営業所

|  |  |
| --- | --- |
| 位　　　　　置 | 自己所有・借入の別 |
|  |  |

○自動車車庫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 位　　　　　置 | 収容能力（㎡） | 自己所有・借入の別 |
|  |  |  |

上記のとおり宣誓いたします。

令和　　年　　月　　日

氏　名

別表１

個人タクシー事業の期限更新基準表

|  |
| --- |
| １．法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断 |
| 審査期間 | 審査期間における法令違反行為等の状況 | 更新後の許可期限 |
| Ａ．５年 | ① ③に該当しないもので、期限更新決定日以前の３年間において無事故無違反であり、かつ、その前の２年間における道路交通法の違反が１回以下で当該違反が反則点３点以下である者 | ５年後 |
| ② ①及び③に該当しない者 | ３年後 |
| ③ 次のいずれかに該当する者ア．道路交通法違反による反則点の合計が４点以上若しくは４回以上の道路交通法の違反による処分がある者イ．旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者ウ．道路運送法等の法令違反により、車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者エ．正当な理由がなく本公示２．（２）②に規定する研修を受けなかった者オ．期限更新日まで代務運転者を使用している者カ．期限更新日まで事業を休止している者キ．旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第３８条第２項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者 | １年後 |
| Ｂ．３年 | ① ③に該当しないもので、無事故無違反である者 | ５年後 |
| ② ①及び③に該当しない者 | ３年後 |
| ③ 次のいずれかに該当する者ア．道路交通違反による反則点の合計が４点以上若しくは３回以上の道路交通法の違反による処分がある者イ．Ａ．③のイ．～キ．のいずれかに該当する者 | １年後 |
| Ｃ．２年 | ① 次のいずれにも該当する者ア．期限更新決定日以前の１年間において無事故無違反であり、かつ、その前の１年間における道路交通法の違反が１回以下で当該違反が反則点３点以下の違反である者イ．②のイ．に該当しない者 | ３年後 |
| ② 次のいずれかに該当する者ア．①のア．に該当しない者イ．Ａ．③のイ．～キ．のいずれかに該当する者 | １年後 |
| Ｄ．１年 | ①②に該当しない者 | ３年後 |
| ② 次のいずれかに該当する者ア．道路交通法の違反がある者イ．Ａ．③のイ．～キ．のいずれかに該当する者 | １年後 |
| （適用）１．反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点３点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。２．期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であって、期限更新決定日の1年以前における道路交通法の違反が１回である者については、当該違反が反則点１点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。 |
| ２．高齢者に係る更新後の許可期限の判断更新日における年齢が満６５歳以上のものについては、１．によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。 |
| 年齢区分 | 更新後の許可期限 |
| 満６５歳以上満７３歳未満 | ３年後 |
| 満７３歳以上満７５歳未満 | ２年後 |
| 満７５歳以上 | １年後 |

別表２

|  |
| --- |
| 許可期限更新の審査に係る提示書類 |

１．事業者乗務証又は写真票

２．運輸局関係綴り　　　運輸局、支局に提出した申請書、届出書等の控え、運輸局、

支局から交付した許可書、認可書、許可期限変更通知書等

を綴ったもの。

３．運転日報

４．苦情処理簿

５．遺失物処理簿

６．日常点検の実施記録

７．定期点検実施記録

８．アルコール検知器による酒気帯び確認の実施記録

９．地図

10．事業用自動車の自動車検査証（電子車検証の場合、電子車検証及び自動車検査証記録事項）

11．旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成１７年国土交通省告示第５０３号。）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面

12．タクシーメーター検定済証

13．会計帳簿（現金出納簿・元帳・領収書等）

14．事業報告書（控）

15．輸送実績報告書

注１：３、６～８は最近１年間分を提示する。

２：４、５、13～15は、審査対象期間に相当するものを提示する。

３：各書類とも（写し）は不可とする。